

第6章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の現状と課題

1 運営・体制の現状

(1) 管理運営の現状

特別史跡熊本城跡の管理運営については、基本的に、熊本市熊本城総合事務所（以下「熊本城総合事務所」とする）が行っている。また、多くの市民・自治会等の地域団体・ボランティア団体・民間事業者・行政機関のボランティアによる清掃奉仕等によっても、熊本城の美観が維持されているところである。

特別史跡内にあるが、熊本城総合事務所が管理していない「熊本博物館」、「熊本城公園テニスコート」、「県道・市道」、「熊本県立美術館」、「監物台樹木園」、「神社」等については、それぞれの管理者で管理運営がなされている。

大小天守の展示については、熊本城総合事務所で管理運営がなされている。

(2) 活用事業の運営の現状

熊本市・民間団体によるイベント、ボランティア組織による観光案内など、活用事業については、それぞれの主催者、熊本城総合事務所等によって運営がなされている。

(3) 文化財保護法に基づく手続きと調査研究

文化財保護法に基づく現状変更等や追加指定等の手続きは、熊本市教育委員会の補助執行機関である熊本市文化振興課が行っている。

調査研究は、熊本市熊本城調査研究センターが行っている。

2 課題

熊本城跡に関わる関係団体や部署は複数にわたっている。総合的で効率的な保存と活用を行うためには、関係者間における緊密な連携を図るとともに、市民参画と協働による事業推進に一層努める必要がある。

第2節 基本方針

特別史跡熊本城跡の確実な保存と適切な活用を推進するため、運営・体制の現状と課題や調査研究の成果を踏まえ、以下の基本方針のもと、運営体制の整備に努めることとする。

1 総合的な運営体制の構築

熊本市は、特別史跡熊本城跡の管理団体として、各管理者や関係機関との連絡会議を設ける等総合的な運営体制を構築していく。

2 庁内の関係部局との情報共有

特に市役所内の関係部局は連携を密にするとともに、特別史跡熊本城跡に関する重要な事項については、庁議等を活用して情報の共有を行う。

3 市民参画と協働の推進

確実な保存と適切な活用を推進するには、市民等の視点・知識・協力等が重要であり、市民等と密接な連携を図り効果的に事業を展開していく必要がある。ついては、市民・自治会等の地域団体・ボランティア団体・NPO・民間事業者・専門家・大学・行政機関等多様な主体が本計画を共有し、共通認識のもと、市民参画と協働によって保存と活用のための事業に取り組むこととする。